

経済要録

国内

◆金融庁、「13年3月期におけるリスク管理債権等の状況」を公表

金融庁は、8月2日、「13年3月期におけるリスク管理債権等の状況」を公表した。その内容は以下のとおり。

13年3月期におけるリスク管理債権等の状況のポイント

1. リスク管理債権等の状況

(1) リスク管理債権

13年3月末の全国銀行のリスク管理債権の総額は、32.5兆円であるが、12年3月末に集計対象外であったあおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）を除いたベースでは31.8兆円であり、12年3月末の30.4兆円に比べ+1.4兆円の増加。これは、主に貸出条件緩和債権が増加したことによるもので、不良債権の中でも相対的にリスクの大きい破綻先債権・延滞債権については、12年3月末と比べ▲0.7兆円の減少。

なお、13年3月末の預金取扱金融機関のリスク管理債権の総額は43.4兆円。あおぞら銀行を除いたベースでは42.8兆円であり、12年3月末の41.4兆円に比べ+1.4兆円の増加。

(2) 金融再生法開示債権

13年3月末の全国銀行の金融再生法開示債権の総額は33.6兆円。12年3月末に集計対

象外であったあおぞら銀行を除いたベースでは33.0兆円であり、12年3月末の31.8兆円に比べ+1.2兆円の増加。「要管理債権」を除く、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」は、▲1.7兆円の減少。

なお、13年3月末の預金取扱金融機関の金融再生法開示債権の総額は43.0兆円。12年3月末に集計対象外であったあおぞら銀行を除いたベースでは42.3兆円であり、12年3月末の40.9兆円に比べ+1.4兆円の増加。

2. 個別貸倒引当金の状況

13年3月末の全国銀行の個別貸倒引当金の残高は、12年3月末の8.4兆円から7.1兆円（あおぞら銀行を除く）に減少。これは、破綻先債権・延滞債権の残高が減少したこと等によるものと考えられる。

なお、13年3月末の預金取扱金融機関の個別貸倒引当金の残高も、12年3月末の11.5兆円から9.9兆円（あおぞら銀行を除く）に減少。

3. 不良債権処分損の状況

全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、11年3月期（13.6兆円）をピークに大幅に減少し、13年3月期では、6.1兆円。

なお、13年3月期の預金取扱金融機関の不良債権処分損は7.0兆円。

13年3月期におけるリスク管理債権等の状況

(単位：兆円)

	リスク管理債権		金融再生法開示債権		個別貸倒引当金	
	12年3月末	13年3月末	12年3月末	13年3月末	12年3月末	13年3月末
都銀・長信銀・信託	(19.8)	19.3 (18.6)	(20.4)	20.0 (19.3)	(5.0)	3.9 (3.8)
地銀・第二地銀	10.6	13.2	11.4	13.6	3.4	3.3
小計(全国銀行)	(30.4)	32.5 (31.8)	(31.8)	33.6 (33.0)	(8.4)	7.2 (7.1)
協同組織金融機関	11.0	10.9	9.1	9.4	3.1	2.8
合計(預金取扱金融機関)	(41.4)	43.4 (42.8)	(40.9)	43.0 (42.3)	(11.5)	10.0 (9.9)

- (注) 1. ()内は、12年3月末に集計対象外であった日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を除く計数。
 2. 破綻公表済の金融機関を除く。
 3. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計。

(表1) リスク管理債権の状況(平成13年3月期)

(単位：億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権				貸倒引当金		
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	個別貸倒引当金		
都市銀行	9	2,389,450	128,950	9,520	76,380	4,660	38,380	48,520	27,740
長期信用銀行	3	317,560	31,670	5,360	10,680	230	15,390	11,850	6,490
信託銀行	6	428,870	32,190	2,950	16,100	230	12,910	9,020	4,930
都銀・長信銀・信託計	18	3,135,880	192,810	17,830	103,160	5,130	66,680	69,390	39,170
地方銀行	64	1,359,980	95,630	10,850	53,660	1,200	29,910	33,840	24,040
第二地方銀行	55	446,030	36,710	4,610	21,080	390	10,620	12,320	9,210
地域銀行計	119	1,806,010	132,340	15,470	74,740	1,600	40,540	46,160	33,250
小計(全国銀行)	137	4,941,890	325,150	33,300	177,910	6,730	107,210	115,550	72,420
協同組織金融機関計	711	1,322,680	109,340	15,680	61,650	1,540	30,470	37,190	27,970
うち信用金庫	372	726,360	68,400	9,070	39,800	870	18,660	20,200	15,320
うち信用組合	251	125,910	20,070	2,920	11,050	490	5,620	6,310	4,950
合計(預金取扱金融機関)	848	6,264,570	434,480	48,970	239,550	8,270	137,690	152,740	100,390

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 2. 東京相和銀行、新潟中央銀行及び破綻公表済の信用組合を除く。
 3. 「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。
 4. 一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が10兆1,070億円である。

(表2) 金融再生法開示債権の状況(平成13年3月期)

(単位:億円)

区分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合計
			破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	9	134,560	23,020	68,490	43,050	2,538,470	2,673,030
長期信用銀行	3	32,850	7,830	9,400	15,620	347,440	380,290
信託銀行	6	32,670	6,120	13,810	12,740	419,600	452,270
都銀・長信銀・信託計	18	200,080	36,970	91,700	71,410	3,305,510	3,505,590
地方銀行	64	98,380	28,270	41,870	28,240	1,307,860	1,406,240
第二地方銀行	55	37,840	11,370	16,770	9,700	421,590	459,430
地域銀行計	119	136,220	39,640	58,640	37,940	1,729,450	1,865,670
小計(全国銀行)	137	336,300	76,610	150,340	109,350	5,034,960	5,371,260
協同組織金融機関計	663	93,550	34,000	35,930	23,620	870,820	964,370
うち信用金庫	372	71,840	25,380	29,000	17,460	679,780	751,620
うち信用組合	251	20,590	8,310	6,300	5,980	112,490	133,080
合計(預金取扱金融機関)	800	429,850	110,610	186,270	132,970	5,905,780	6,335,630

- (注) 1. 金融再生法第六条に基づく資産査定等報告書の集計(農協系統金融機関は対象外)。
 2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 3. 東京相和銀行、新潟中央銀行の各行及び破綻済の信用組合を除く。

(表3) 全国銀行の不良債権処分損の推移

(単位:億円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)
共同債権買取機構への売却損	2,191	18,546	21,025	25,261 (21,316)	11,330 (9,710)	10,434 (9,206)	3,590 (3,385)	2,783 (2,718)	1,630 (1,560)
パルクセールによる売却損等	0	0	0	17,328 (17,909)	22,098 (18,551)	20,987 (17,887)	19,731 (16,743)	17,056 (16,041)	3,886 (2,926)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	6,482 (4,493)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)

- (注) 1. 12年度の預金取扱金融機関全体の不良債権処理状況については、貸倒引当金繰入額3兆3,160億円、直接償却等3兆3,946億円、不良債権処分損計7兆221億円。
 2. 6年度以前は、都銀、長信銀、信託のみの計数。なお、7年度以降の()内の計数は都銀・長信銀・信託のみの計数。
 3. 9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにお、福徳、みどりの各行を含まず、10年度以降には、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度以降には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は10年度に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は、10、11年度に含まれない。
 4. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 5. リスク管理債権の金額については、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額であり、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額としている。
 6. パルクセールによる売却損等は、パルクセールによる売却損、子会社等に対する支援損等。
 7. 不良債権処分損の「その他」は債権売却損失引当金(CPC)に売却した債権の将来見込まれる損失への引当金)、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金)への繰入額等を表す。

(参考) 自己査定状況 (平成13年3月期)

(単位: 億円)

	総与信額				
		1分類	2分類	3分類	4分類
都銀・長信銀・信託計	3,501,210	3,079,680	404,920	16,600	0
地方銀行	1,405,660	1,235,360	163,690	6,610	0
第二地方銀行	456,540	391,650	62,570	2,310	0
地域銀行計	1,862,200	1,627,010	226,260	8,930	0
全国銀行計	5,363,410	4,706,690	631,180	25,530	0
協同組織金融機関	1,342,490	1,171,740	165,020	5,730	0
うち信用金庫	749,470	640,910	105,050	3,500	0
うち信用組合	132,330	108,030	23,270	1,030	0
総計	6,705,900	5,878,430	796,210	31,260	0

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 2. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息及び仮払金をいう。
 3. 東京相和銀行、新潟中央銀行及び破綻公表済の信用組合を除く。

◆金融庁、「経営健全化計画の見直し等について」を公表

金融庁は、8月2日、「経営健全化計画の見直し等について」を公表した。

◆金融庁、「『証券市場の構造改革プログラム』について」を公表

金融庁は、8月8日、「『証券市場の構造改革プログラム』について」を公表した。その概要は以下のとおり。

「証券市場の構造改革プログラム」の概要
 ～個人投資家が主役の証券市場の構築に向けて～

1. 我が国経済においては、個人投資家自らが主体的に証券市場に参加し資産の効率的運用を図ることで、ベンチャー企業を含む成長企

業に対するリスクキャピタルの供給等、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へと資金を移動させることにより、経済の構造改革が促進されることが必要不可欠。

(注) 個人金融資産に占める株式の割合は、我が国4.6%、米国18.7%、独国12.7%。企業の自己資本比率は、我が国22%、米国37%。

2. このため、貯蓄尊重から投資重視への政策の力点の置換えなどを踏まえ、抜本的かつ総合的な証券市場の構造改革を進め、個人投資家の積極的な市場参加のための環境整備を図り、証券市場による直接金融の機能を高めることが喫緊の課題。
3. 個人投資家の市場参加の阻害要因として、以下の4つの要因。

- ①証券市場（証券会社・発行企業等）への信頼の欠如及び市場インフラ（ルール）の不備
- ②個人投資家にとって魅力ある投資信託市場の未成熟
- ③投資重視の制度的枠組みの不備
- ④投資文化の未成熟

4. これらを踏まえ、以下の4つの柱により、個人投資家が主役の証券市場を構築。

- ①個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備
- ②個人投資家にとって魅力ある投資信託の実現
- ③個人投資家によるリスクキャピタル供給のための税制改革
- ④投資家教育

1. 個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備

(1) 証券会社の営業姿勢の転換に向けた方策

- 行為規制違反に係る全行政処分の公表
- 個人投資家中心のビジネス・モデル構築の奨励
- 証券外務員の資質の定期的なチェックシステムの導入

(2) 行政による市場監視の強化

- 監視委員会の個人投資家重視の監視行政のための人員増強等
- 個人投資家を守るための厳格な行政処分の実施
- コングロマリット化等に対応した検査局と証券取引等監視委員会の連携強化

(3) 市場インフラの整備

- 目論見書の電子交付の促進
- 株式投資単位の引下げの具体化

(4) 自主規制機関による市場監視の強化

- 証券外務員等の処分の公表の実施
- 苦情処理・紛争解決内容の積極的公表

(5) 発行企業の株主重視の経営姿勢の確立

- 発行企業の決算短信におけるROE（株主資本利益率）等の目標設定及びその向上に向けた具体的施策の公表
- 発行企業の四半期短信による経営情報開示の促進

2. 個人投資家にとって魅力ある投資信託の実現

(1) 個人投資家にとって魅力ある投資信託の実現のための環境整備

- 投資家により分かりやすくするための目論見書の記載内容改善
- 投資信託の販売手数料等引下げに向けた目論見書の記載方法の見直し
- 上場投資信託（ETF）の範囲の拡大及び普及促進

(2) 株式投資信託の税制改革（後掲）

(3) 投資家に対する広報の促進

3. 個人投資家のリスクキャピタル供給のための税制改革（要望）

(1) 株式等譲渡益課税の抜本的改革

- 申告分離課税の改善
譲渡損失の繰越控除制度の創設、税率（26%）引下げ、長期保有上場株式等に対

する優遇策（100万円の特別控除）の拡充・恒久化等

○投資家にとって簡易な納税の仕組みの構築（申告不要制度の創設）

○円滑な制度移行のための経過措置

- ・取得価格が不明な株式への経過措置
- ・源泉分離課税の継続利用者を対象に、税率（譲渡金額 1.05%）引上げの上（例えば譲渡金額の 2%程度）、当分の間、源泉分離課税制度の利用を認める。

（2）配当課税の改善

○少額配当申告不要制度の限度額（1銘柄当たり年間 10万円）引上げ等

（3）株式投資信託の税制改革

○源泉徴収課税の仕組みを維持した上で、投資家が申告した場合に、損益通算、損失繰越、長期運用の優遇を可能とする。

（4）高齢者貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置の創設

○長期に株式等に投資する条件で親子間等贈与の贈与税の特例創設等

4. 投資家教育

○金融庁のホームページにおける学校教育支援事業サイトの新設

○投資家向け Q&A の拡充

◆政府、平成 14 年度予算の概算要求基準について閣議了解

政府は、8月10日、平成14年度予算の概算要求基準について閣議了解した。その内容は以

下のとおり。

平成 14 年度概算要求基準について

1. 基本的考え方

平成 14 年度予算については、「『今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針』について」（平成 13 年 6 月 26 日閣議決定）を踏まえ、財政面における抜本的構造改革の第一歩として、国債発行額を 30 兆円以下に抑えるとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、思い切った縮減と重点的な配分を実現する。

2. 概算要求基準の概要

（1）公共投資重点化措置（公共投資関係費）

「公共投資関係費」（公共事業関係費及びその他施設費）全体を「公共投資重点化措置」とし、7つの改革プログラムを踏まえた「重点7分野」への重点化を図る。その際、真に「重点7分野」にふさわしい施策となっているか、民間需要創出効果や雇用創出効果が顕著なものかどうか、に特に重点を置く。

[規模] 前年度予算額から▲10%削減。

[要望額] 前年同額。

[要望期限] 要望の期限は8月末日とし、この要望に係る施策のうち「重点7分野」に該当するものについては、9月末日までの間において、内閣に置かれる諸会議等（経済財政諮問会議、総合科学技術会議、IT戦略本部、都市再生本部及び産業構造改革・雇用対策本部等）と所要の調整を行う。

ただし、「重点7分野」の要望であって相当の理由があるもの限り、その要望の期限を9月末日とし、要望までの間に内閣に置かれる諸会議等と所要の調整を行う。

〔編成上の課題〕

- 1) 民間資金等活用事業（PFI）の積極的な活用を図るとともに、執行段階における競争促進や単価の適正化等のコスト縮減、電子入札の拡大等により事業の効率的・効果的实施を図り、その透明性を十分確保する。
- 2) 道路等の特定財源のあり方について見直しを行う。 等

（2）社会保障関係費

社会保障関係費（施設費を除く）については、高齢化等に伴う増加等から医療制度改革等による削減・合理化を図ることとし、前年度予算額に7,000億円を加算する。

（3）一般政策経費

一般政策経費については、全体を前年度予算額から▲10%削減した上で、「重点7分野」への重点化を図るための「構造改革特別要求」を加算する。この「特別要求」の対象は「重点7分野」に限定するとともに、特殊法人等向け財政支出及びODAは「特別要求」の対象から除外する。また、科学技術振興費相当額については、さらなる要求額を加算を行う。

【構造改革特別要求の概要】

〔規模〕 前年度予算の「一般政策経費－ODA」の10%相当分。

「科学技術振興費」については、さらに5%相当分を加算。

〔対象〕 「重点7分野」に限定するとともに、特殊法人等向け財政支出及びODAを対象外とする。

〔要望期限〕 この「構造改革特別要求」に係る各省庁の要求については、9月末日を期限とし、それまでの間、内閣に置かれる諸会議等（経済財政諮問会議、総合科学技術会議、IT戦略本部、都市再生本部及び産業構造改革・雇用対策本部等）が中心となって、各省庁と協議し当該要求に係る諸施策の調整を行う。

（注）各省庁は、「構造改革特別要求」での要求を予定している施策について、その概要を8月末日までに内閣官房に提出する。この予定している施策に係る経費の額は、上の〔規模〕の2倍の範囲内とする。

（注）その他、人件費等及び特殊要因の加減算を行う。

3. その他

（1）要求・要望に当たっては、政策評価機能を十分に発揮し、評価結果を概算要求に適切に反映するとの観点から、施策等の意図・目的、必要性、効果・効率性等を明らかにする。

特に、民間需要や雇用に適切に配慮することとし、「構造改革特別要求」に係る要求及び「公共投資重点化措置」における「重点7分野」に係る要望に当たっては、費用対効果分析に加え、民間需要創出効果及び雇用創出効果について明らかにすることとする。

(2) 特殊法人等向け財政支出については、一般会計、特別会計を通じてゼロベースから見直し、大胆な削減を目指す。このため、各省庁は、「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」に基づく個別事業の具体的見直しを進め、平成14年度予算の要求・要望に可能な限り反映させる。なお、その具体的な反映の状況（仮に反映させることが困難である場合にはその具体的理由）を要求・要望に併せて示すこととする。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更について」を公表

日本銀行は、8月14日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節方針の変更を決定し、また、新たな調節方針のもとで、長期国債の買い入れを増額することとした。この上で、これらの内容を別紙のとおり公表することを決定した。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、8月15日に公表したほか、7月12、13日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを8月17日に公表した。

(別紙)

平成13年8月14日
日本銀行

金融市場調節方針の変更について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において金融市場調節方針の変更を

決定した。また、新たな調節方針のもとで、円滑な資金供給に資するため、長期国債の買い入れを増額することとした。

(1) 金融市場調節方針の変更（賛成多数）

日本銀行当座預金残高を、これまでの5兆円程度から、6兆円程度に増額する（別添）。

(2) 長期国債の買い入れ増額

これまで月4千億円ペースで行ってきた長期国債の買い入れを、月6千億円ペースに増額する。

2. 日本経済の状況をみると、輸出と生産の大幅な減少を主因に、景気調整が一段と深まっている。また、生産の減少が内需の減少を誘発しつつ、調整の広範化につながっていく可能性や、内外資本市場の動きが实体经济に及ぼす悪影響などに、一段と留意が必要な局面になっている。物価面では、今後、需要の弱さに起因する物価低下圧力がさらに強まるおそれがある。

3. 日本銀行は、物価が継続的に下落することを防止し、持続的な経済成長の基盤を整備するという断固たる決意のもと、本年に入り、内外の中央銀行の歴史に例をみない思いきった金融緩和措置を講じてきた。この結果、金融市場には潤沢に資金が供給され、長短市場金利はきわめて低い水準に低下している。

しかし、経済・物価情勢の厳しい展開と先行き見通しを踏まえると、この際、3月に決定した金融政策の枠組みのもとで、金融面から景気回復を支援する力をさらに強化することが必要かつ適当と判断した。

4. 日本銀行は、今後とも、日本経済が安定的かつ持続的な成長軌道に復帰することを支援するために、中央銀行としてなしうる最大限の努力を続けていく方針である。

5. しかし、世界経済の動向や日本経済が直面する課題の重さを踏まえると、経済再生の取り組みは決して容易なものではない。また、金融緩和の効果が十分発揮され、日本経済が安定的かつ持続的な成長軌道に復帰するためには、構造改革の進展が不可欠の条件である。

6. この点、政府の強力なリーダーシップのもとで、具体的な改革への取り組みが開始されたことは、心強い進展である。今回の措置も含め、これまでの一連の金融緩和措置は、こうした各方面における改革努力を最大限支援する効果を併せもつものである。日本銀行としては、政府、民間の双方において、短期的な痛みを乗り越えて、構造改革への取り組みがたゆまず進められることを強く期待している。

(別添)

平成 13 年 8 月 14 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が 6 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆金融庁、「銀行等の株式保有制限及び株式取得機構について」を公表

金融庁は、8 月 29 日、「銀行等の株式保有制限及び株式取得機構について」を公表した。その内容は以下のとおり。

銀行等の株式保有制限及び株式取得機構について

金融システムの構造改革という観点から、銀行等が抱える株価変動リスクを限定するため、株式保有制限を課す。併せて、これに伴う銀行等の株式処分が円滑に進められるよう、市場売却を補完するセーフティネットとして銀行等保有株式取得機構（仮称）を設立する。

銀行等の株式等の保有制限

(1) 株式保有の上限

時価で評価した対象株式の保有総額（評価益が生じている場合には、これを控除する）について、自己資本比率規制上の自己資本のうち基本的項目（Tier 1）を上限とする。

(2) 対象となる金融機関

銀行（信託銀行は原則として銀行勘定に限る）、長期信用銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、農林中央金庫及び信金中央金庫とする（連結ベース）。

(3) 対象となる株式等

保有制限の対象は、①子会社・関連会社株式、②未公開企業の株式、③デット・エクイティ・スワップにより取得した株式を除く株式とする。

また、一部の信託など、個別株式の保有と同等と考えられるものについては、制限対象に含めるものとする。

(4) 適用開始時期等

平成 16 年から適用を開始するものとするが、Tier 1 を超えて著しく大量の株式を保有している等、一定の要件に該当する者については、その申請に基づき、1～2年の猶予期間を設ける。

銀行等保有株式取得機構

1. 銀行等保有株式取得機構の組織・運営

(1) 組織形態

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、法律に基づき、銀行等からの拠出により設立される認可法人とする。

(2) 会員

会員資格を有する者は、銀行（信託銀行を含む）、長期信用銀行、農林中央金庫及び信金中央金庫とし、機構への参加は任意とする。

(3) 当初拠出金

当初拠出金は100億円を下回らない額とし、全会員が拠出する（5年間にわたって分割納入することも認める）。

(4) 運営

基本的には、銀行界から選出した役職員が

行う。また、金融に関して専門的な知識・経験を有する者等で構成される運営委員会を設置し、機構の業務運営に関する重要事項を審議する。

(5) 経理

機構の運営経費は、当初拠出金（その運用益を含む）を充てる。

機構には、一般勘定（ETF等の組成等のための買取を行うための勘定）と特別勘定（セーフティネットとしての買取を行うための勘定）を設け、経理を区分する。

(6) 国の関与

国は、機構の設立の認可、役員を選任・解任の認可等、所要の監督を行う。

2. 株式の買取等

(1) 買取期間

機構による買取期間は、平成 18 年 9 月 30 日までとする。

(2) 買取価格

時価とする。

(3) 手数料

株式を売却した会員は、株式の保管・処分に要する経費に充てるため、手数料を機構に納付する。

3. 一般勘定による買取

(1) 買取のスキーム

ETF等を組成する証券会社又は自己株式の取得を希望する事業会社の依頼に基づき、機構が会員に対して株式の売却を勧誘する。

会員がそれに応じて、機構に対して株式の売却を行う。

(2) 買取資金

機構による買取資金は株式を売却する会員が負担し、政府保証は付さない。

(3) 株式の処分等

機構は買取後ごく短期間のうちに証券会社又は事業会社に株式を売却することとするので、基本的には機構に損益は発生しない。仮に機構に損益が発生した場合には、全て株式を売却した会員に帰属させる。

4. 特別勘定による買取

(1) 買取のスキーム等

機構は会員の申込みに応じて、会員の保有する株式を買い取り、信託銀行に委託して保有する。なお、買取の開始については、運営委員会が、会員のニーズ、会員の株式処分の進捗状況、市場動向等を勘案して議決する。

上記により機構が買い取った株式については、運営委員会が策定する処分方針に基づいて、信託銀行が処分を行う。

(2) 買取対象株式

買取対象株式は、国内上場株式又は店頭登録株式であって、あらかじめ指定した格付機関からBBB一格相当以上の格付けを取得している企業（無格付であっても同様の信用力があると認められる企業を含む）が発行したものに限る。また、各会員が平成13年3月末時点で保有していた各銘柄の株式数を限度とする。

(3) 買取資金

買取資金は民間金融機関からの借入れ又は債券の発行により調達し、当該借入れ又は債券には政府保証を付することができることとする。

(4) 買取限度額（政府保証枠）

当面2兆円を予定する（機構設立後の銀行等の市場及び機構への株式売却動向等を踏まえ、必要があれば見直しを行う）。—14年度予算要求

(5) 売却時拠出金

特別勘定に株式を売却した会員は、売却額の8%に相当する金額を、当初拠出金とは別に、売却の都度、機構に拠出する。

(6) 株式の保有等

機構が買い取った株式の管理は、信託銀行に委託する。

当該株式の議決権については、機構が議決権行使に関する基本的考え方を示し、それに基づいて信託銀行が策定するガイドラインに従って、信託銀行が行使する。なお、信託銀行は機構に対して議決権の行使状況を報告することとする。

5. 機構の解散等

(1) 機構の存続期間

機構の存続期間は、設立後10年とする。なお、買取期間経過後、買い取った株式をすべて処分した場合においても解散する。

(2) 残余財産の分配

機構の解散時において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、次の順序に従っ

て会員に対する財産の分配を行う。

- ①当初拠出金の返還
- ②売却時拠出金の返還
- ③当初拠出金の拠出者に対する配当（当初拠出金額を上限とする。）
- ④売却時拠出金の拠出者に対する配当（売却時拠出金額から機構の運営に費消した額の2倍を控除した額を上限とする。）

上記により会員に対して残余財産を分配してなお余剰があるときは、国庫に納付する。

(3) 債務超過の際の取扱い

機構の解散時において、その財産をもって債務を完済することができないときは、その

不足額を政府が補填する。

6. その他

(1) 税制上の措置

機構に係る欠損金の繰越し等の措置について、検討する。

(2) 商法の特例

事業会社が機構から市場価格のある自社株を買い受ける場合には、株主総会の特別決議に代えて、普通決議で足りることとする。

今後の予定

次期国会に、銀行株式保有制限及び株式取得機構に係る所要の法律案を提出し、来年1月の機構設立を目指す。

◆現行金利一覧

(13年9月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.25	13. 3. 1	(0.35)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.65	13. 8. 10	(1.55)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(13年9月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>1.346</u>	<8月債> 1.305
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>100.47</u>	100.84
政府短期証券	応募者利回り (%)	(13年9月10日発行分) <u>0.0055</u>	(13年9月3日発行分) <u>0.0099</u>
	発行価格 (円)	<u>99.9986</u>	<u>99.9975</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>1.400</u>	<8月債> 1.457
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>100.00</u>	99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>1.411</u>	<8月債> 1.468
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.90</u>	99.40
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<9月債> 0.750	<8月債> 0.750
	表面利率 (%)	0.75	0.75
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<9月後半債> 0.100	<9月前半債> 0.100
	同税引後 (%)	0.090	0.090
	割引率 (%)	0.09	0.09
	発行価格 (円)	99.90	99.90

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆バーゼル銀行監督委員会、銀行の内部監査に関するペーパーの最終版を公表

バーゼル銀行監督委員会は、8月28日、銀行の内部監査のあり方について述べたペーパー「銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係」

（原題：Internal Audit in Banks and the Supervisor's Relationship with Auditors）を公表した（プレス・リリースの仮訳は、『日本銀行調査月報』2001年9月号参照）。